

令和7年度 那覇市乳児等通園支援事業実施要綱

令和7年4月15日
こどもみらい部長決裁

(目的)

第1条 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）の創設を見据え、乳幼児等通園支援事業（以下「事業」という。）を実施する。

(事業の実施主体)

第2条 事業の実施主体は那覇市とする。

(対象となるこども)

第3条 事業の対象は、那覇市民で、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもとする。（以下「対象となるこども」という。）

(実施場所)

第4条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は次表のとおりとする。

名称	所在地
那覇市立久場川みらいこども園	那覇市首里久場川町2丁目18番10号
那覇市立壺屋こども園	那覇市牧志3丁目14番12号

(実施の基準等)

第5条 事業は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第1号イ、ニの規定に基づき実施するものとする。

2 事業を利用しようとする対象となるこどもに対する処遇は、この実施要綱に定めるほか実施施設での取扱いに準じて行う。

(利用定員等)

第6条 利用定員は実施施設の状況、職員の配置数を勘案し決定する。

2 定期利用においては、対象となるこどもの申込数が利用定員を超えた場合は、抽選により利用を決定する。この場合には次に掲げる理由のいずれかに該当する児童については優先的に利用させるものとする。

- (1) 対象となるこどもの保護者が、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子で民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の規定により現に児童を扶養している者（以下「扶養義務者」という。）である場合。
- (2) 対象となるこどもの保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。）第6条第1項に規定する被保護者である場合。
- (3) 児童虐待のおそれがある又は対象となるこどもの保護者が、配偶者からの暴力等を理由に市の区域内に避難し、当該配偶者と生計を別にしている者である場合。

- (4) 対象となる子ども若しくは対象となる子どもの保護者又はきょうだい児が身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（その保護者が交付を受けているときは、本人）のうち、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が 2 級以上の者である場合。
- (5) 対象となる子どものきょうだい児が事業を申込み場合若しくは、対象となる子どもの同居するきょうだい児が満 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童である場合。
- (6) 対象となる子どもの保護者の一方又は両方が、就労若しくは疾病を理由に住居基本台帳法（昭和 42 年法 81 号）第 7 条第 1 項第 7 号に規定する住所に関わらず、同居していない場合
- (7) その他、市長が特に必要と認めた場合

3 自由利用においては、先着で利用を決定する。

（実施時間）

第 7 条 事業を実施する時間は、9 時から 12 時まで又は 13 時 30 分から 16 時 30 分までのうち、2 時間から 3 時間を利用時間として、年齢ごとに決定する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することがある。

（実施しない日）

第 8 条 次に掲げる日は、事業を実施しない日とする。

- (1) 那覇市立認定子ども園条例（平成 27 年 12 月 25 日条例第 50 号）第 4 条に規定する休日
- (2) 土曜日

2 前項に定めるほか、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を停止することができるものとする。

- (1) 感染症等の疾病を有するとき。
- (2) 自然災害等その他の理由で実施施設の保育時間が短縮又は臨時休園になったとき。

（利用時間）

第 9 条 事業の利用時間は、利用者 1 人につき月 10 時間以内とする。

（実施期間）

第 10 条 事業の実施期間は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（利用の申込み等）

第 11 条 対象となる子どもの保護者は、事業を利用しようとする場合、那覇市オンライン申請システム等により子ども誰でも通園制度利用認定申請を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、利用認定を行い、その結果を当該申込みをした者に通知するものとする。

3 前項の規定により利用認定を受けた者

（以下「利用者」という。）は、総合支援システムにより面談及び利用の予約を行わなければならない。ただし、利用については、実施施設において健康状態の把握や成育歴、アレルギーの有無等について直接面談等を行い、十分な調整をおこなった上で利用予約及び利用を開始するものとする。

（実施内容）

第 12 条 事業の実施は、定期利用または自由利用のいずれかの方法とし、年齢ごとに次の各号のいずれかの方法により利用を行うものとする。

(1) 在園児合同実施型

実施施設に通所する園児と合同で保育を行う方法として、2歳を対象とする。ただし、利用者の状況や希望に応じて1歳も対象とする。

(2) 専用室独立実施型

実施施設において事業の利用者の専用室を設け保育を行う、0歳6か月から2歳未満を対象とする。

(費用の負担)

第13条 事業にかかる利用者の費用負担は無償とする。

(給食等)

第14条 給食及びおやつは提供しない。ただし、第11条3項における調整において、市長及び保護者において必要と判断された場合には、利用者負担にて持参出来るものとする。

(利用の取消等)

第15条 市長は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には利用認定を取り消すことができるものとする。

(1) 第3条に規定する要件を欠いたとき

(2) 第6条2項に該当する旨の申込が虚偽であるとわかったとき

(3) その他、この要綱又は関連法令に違反する等、市長が利用許可を取り消す必要があると認めたとき

(準備行為)

第16条 この要綱の施行に関し、必要な手続その他の行為については、この要綱の施行前においても行うことができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。